

統計委員会令の一部を改正する政令 参照条文

目次

○ 統計委員会令(平成十九年政令第三百号) (抄)	1
○ 統計法(平成十九年法律第五十三号) (抄)	2

○ 統計委員会令（平成十九年政令第三百号）（抄）

（部会）

- 第一条 統計委員会（以下「委員会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（議事）

- 第二条 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（庶務）

第三条 委員会の庶務は、総務省政策統括官において処理する。この場合において、当該処理する事項が国民経済計算の作成基準に関して内閣総理大臣が委員会の意見を聴くことに係るものであるときは、内閣府大臣官房企画調整課の協力を得て処理するものとする。

（雑則）

第四条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

○ 統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（承認の基準）

第十条 総務大臣は、前条第一項の承認の申請に係る基幹統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

- 一 前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項が当該基幹統計の作成の目的に照らして必要かつ十分なものであること。
- 二 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。
- 三 他の基幹統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。

（措置要求）

第十二条 総務大臣は、第九条第一項の承認に基づいて行われている基幹統計調査が第十条各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該基幹統計調査の変更又は中止を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による変更又は中止の求めをしようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

（承認の基準）

第二十条 総務大臣は、前条第一項の承認の申請に係る一般統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

- 一 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。
- 二 行政機関が行う他の統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。

（一般統計調査の改善の要求）

第二十二条 総務大臣は、第十九条第一項の承認に基づいて行われている一般統計調査が第二十条各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該行政機関の長に対し、報告を求め事項の変更その他当該要件に適合するために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 総務大臣は、前項の行政機関の長が同項の規定による求めに応じなかつたときは、当該一般統計調査の中止を求めることができる。

（基幹統計の作成方法の通知等）

第二十六条 行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成の方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならない。当該作成の方法を変更しようとするとき（政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。）も、

同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定による通知があつた基幹統計の作成の方法を改善する必要があると認めるときは、当該行政機関の長に意見を述べることができる。

3 総務大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(政令への委任)

第五十一条 この法律に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行の状況の公表等)

第五十五条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による報告があつたときは、この法律の施行に関し、内閣総理大臣、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。